

議案第 7 7 号

四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

四万十町農業集落排水処理施設条例（平成18年四万十町条例第112号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「場合において」の次に「、」を加える。

第14条第1項中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

使用料は、四万十町公共下水道条例（平成18年四万十町条例第155号）第17条第1項の規定に準じて算定した額を使用者から徴収する。

第15条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の使用料を算定する際に適用する使用者が排除した汚水の量は、水道の使用水量とする。ただし、水道水以外の水を使用している一般家庭については、当該世帯の人数に応じ、別表第1に定める量を合計した量とする。

第18条中「使用者分担金」を「受益者分担金」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第15条関係）

世帯の人数	使用者が排除した汚水の量
1人目	1人につき13m ³
2人目以降	1人につき6m ³

※世帯の人数は、当該月の末日現在の住民基本台帳登録人数とする。

別表第2（第18条関係）

区分	分担金の額
受益者分担金	排水設備1個につき47,620円

別表第 3（第22条関係）

区分	手数料
排水設備工事指定業者の指定審査手数料	新規 1 件につき 20, 000 円
	更新 1 件につき 10, 000 円
責任技術者登録手数料	新規 1 件につき 5, 000 円
	更新 1 件につき 3, 000 円

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。